

平成 22 年 漁業就業動向調査結果の概要

(平成 22 年 11 月 1 日現在)

—漁業就業者数は 4.2%減少—

【調査結果の概要】

漁業就業者数

漁業就業者数は、20 万 2,880 人で、前年に比べ 8,930 人 (4.2%) 減少した。

これは、漁業就業者の高齢化等により、廃業や規模縮小があったためである。

漁業就業者数を男女別にみると、男性は 17 万 2,890 人(漁業就業者数に占める割合は 85.2%)、女性は 2 万 9,990 人(同 14.8%) で、それぞれ前年に比べ、3.6%、7.6%減少した。

図 1 漁業就業者数の推移 (全国)

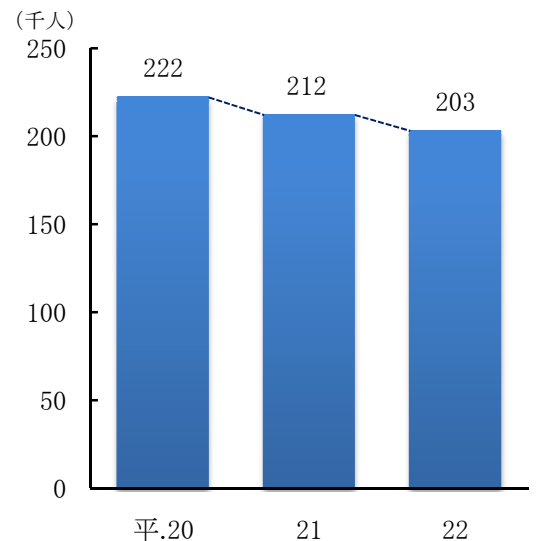


表 1 漁業就業者数

区 分	平成 22 年	21 年	対 前 年 差	対前年増減率	構 成 比	
					平成 22 年	21 年
	人	人	人	%	%	%
漁 業 就 業 者	202 880	211 810	△ 8 930	△ 4.2	100.0	100.0
男	172 890	179 360	△ 6 470	△ 3.6	85.2	84.7
女	29 990	32 450	△ 2 460	△ 7.6	14.8	15.3

漁業就業者とは、満 15 才以上で過去 1 年間 (平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 10 月 31 日) に、漁業の海上作業に 30 日以上従事した者をいう。

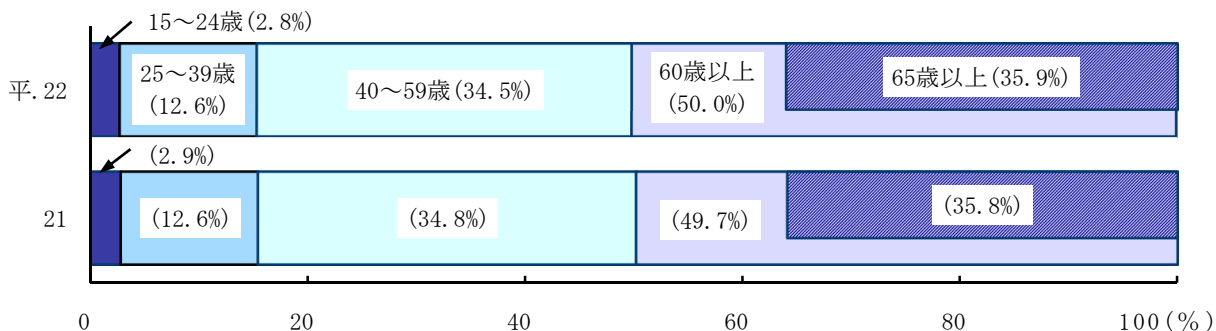
【調査結果】

1 漁業就業者数

平成22年11月1日現在の漁業就業者数は、20万2,880人で、前年に比べ8,930人（4.2%）減少した。

漁業就業者の年齢階層別の割合については、60歳以上の割合が前年に比べ0.3ポイント増加し、全体の50.0%となった。

図2 漁業就業者の年齢階層別割合（全国）



2 自営・雇われ別漁業就業者数

漁業就業者数を自営・雇われ別にみると、自営漁業就業者は12万8,270人（漁業就業者数に占める割合63.2%）、雇われ漁業就業者は7万4,610人（同36.8%）で、それぞれ前年に比べ、4.6%、3.5%減少した。

なお、男女別の構成割合をみると、男性は自営漁業就業者が59.6%（10万3,020人）、雇われ漁業就業者が40.4%（6万9,870人）、女性は自営漁業就業者が84.2%（2万5,250人）、雇われ漁業就業者が15.8%（4,750人）で、男女ともに自営漁業就業者の割合が高くなっている。

図3 自営・雇われ別漁業就業者数の推移

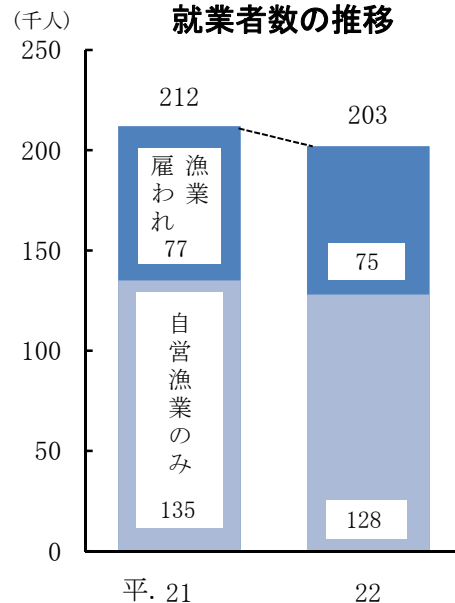
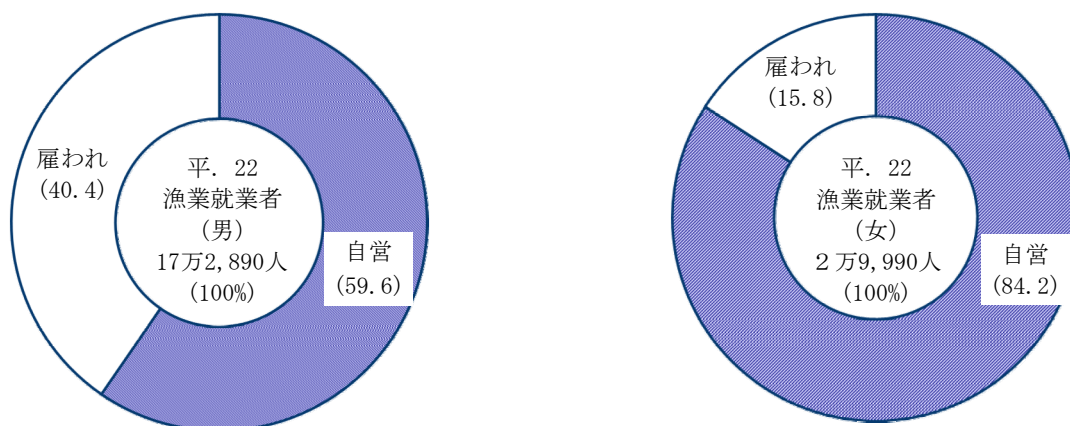


図4 男女別、自営・雇われ別漁業就業者数の構成割合（全国）



3 大海区別漁業就業者数

漁業就業者数を大海区別にみると、東シナ海区が最も多く4万8,040人（全国の漁業就業者数に占める割合は23.7%）、次いで太平洋中区の2万8,400人（同14.0%）、瀬戸内海区の2万7,960人（同13.8%）の順となっており、すべての大海区において前年に比べ減少した。

表2 大海区別漁業就業者数

区 分	平成22年	21年	対前年差	対前年増減率	構 成 比	
					平成22年	21年
	人	人	人	%	%	%
全 国	202 880	211 810	△ 8 930	△ 4.2	100.0	100.0
北海道太平洋北区	21 140	21 370	△ 230	△ 1.1	10.4	10.1
太平洋北区	25 490	27 750	△ 2 260	△ 8.1	12.6	13.1
太平洋中区	28 400	29 730	△ 1 330	△ 4.5	14.0	14.0
太平洋南区	17 520	18 060	△ 540	△ 3.0	8.6	8.5
北海道日本海北区	10 830	11 680	△ 850	△ 7.3	5.3	5.5
日本海北区	11 110	11 710	△ 600	△ 5.1	5.5	5.5
日本海西区	12 390	12 720	△ 330	△ 2.6	6.1	6.0
東シナ海区	48 040	49 720	△ 1 680	△ 3.4	23.7	23.5
瀬戸内海区	27 960	29 090	△ 1 130	△ 3.9	13.8	13.7

4 漁業経営体数

全国の海面漁業の漁業経営体数は、10万3,740経営体で、前年に比べ4,250経営体（3.9%）減少した。このうち、個人経営体は9万8,300経営体（漁業経営体数全体に占める割合は94.8%）、団体経営体は5,440経営体（同5.2%）で、それぞれ前年に比べ、4.1%、1.1%減少した。

表3 漁業経営体数

区 分	平成22年	21年	対前年差	対前年増減率	構 成 比	
					平成22年	21年
	経営体	経営体	経営体	%	%	%
全 国	103 740	107 990	△ 4 250	△ 3.9	100.0	100.0
個人経営体	98 300	102 490	△ 4 190	△ 4.1	94.8	94.9
団体経営体	5 440	5 500	△ 60	△ 1.1	5.2	5.1

【 統 計 表 】

1 漁業就業者数

(1) 年齢階層別漁業就業者数

区 分	平成 22 年	21年	対 前 年 差	対前年増減率	構 成 比			
					平成 22 年	21年		
	人	人	人	%	%	%	%	%
全 国	202 880	211 810	△ 8 930	△ 4.2	100.0	(100.0)	100.0	(100.0)
15 ～ 24 歳	5 740	6 110	△ 370	△ 6.1	2.8		2.9	
25 ～ 39	25 640	26 640	△ 1 000	△ 3.8	12.6		12.6	
40 ～ 59	70 060	73 770	△ 3 710	△ 5.0	34.5		34.8	
60 歳 以 上	101 450	105 290	△ 3 840	△ 3.6	50.0		49.7	
うち65歳以上	72 930	75 730	△ 2 800	△ 3.7	35.9		35.8	
男	172 890	179 360	△ 6 470	△ 3.6	100.0	(85.2)	100.0	(84.7)
15 ～ 24 歳	5 580	5 820	△ 240	△ 4.1	3.2		3.2	
25 ～ 39	24 160	24 610	△ 450	△ 1.8	14.0		13.7	
40 ～ 59	58 640	61 500	△ 2 860	△ 4.7	33.9		34.3	
60 歳 以 上	84 520	87 440	△ 2 920	△ 3.3	48.9		48.8	
うち65歳以上	60 900	63 270	△ 2 370	△ 3.7	35.2		35.3	
女	29 990	32 450	△ 2 460	△ 7.6		(14.8)		(15.3)

注：1 () 内の数値は、全国の漁業就業者数に対する男女別の割合である

2 女の年齢階層別漁業就業者数については、漁業就業者数が少なく年齢階層別では推定結果の信頼性が低いことから計のみとした。

(2) 自営、雇われ別漁業就業者数

区 分	平成 22 年	21年	対 前 年 差	対前年増減率	構 成 比			
					平成 22 年	21年		
	人	人	人	%	%	%	%	%
全 国	202 880	211 810	△ 8 930	△ 4.2	100.0		100.0	
自営漁業にのみ従事	128 270	134 510	△ 6 240	△ 4.6	63.2	(100.0)	63.5	(100.0)
男	103 020	107 660	△ 4 640	△ 4.3		(80.3)		(80.0)
女	25 250	26 860	△ 1 610	△ 6.0		(19.7)		(20.0)
漁業雇われ	74 610	77 300	△ 2 690	△ 3.5	36.8	(100.0)	36.5	(100.0)
男	69 870	71 710	△ 1 840	△ 2.6		(93.6)		(92.8)
女	4 750	5 590	△ 840	△ 15.0		(6.4)		(7.2)

注： () 内の数値は、自営の漁業就業者数及び雇われの漁業就業者数それぞれに対する男女別の割合である。

1 漁業就業者数（つづき）
 (3) 大海区別漁業就業者数

区 分	平成 22 年	21年	対前年差	対前年増減率	構 成 比			
					平成 22 年		21年	
	人	人	人	%	%	%	%	%
全 国	202 880	211 810	△ 8 930	△ 4.2	100.0		100.0	
北海道太平洋北区	21 140	21 370	△ 230	△ 1.1	10.4	(100.0)	10.1	(100.0)
男	17 140	17 200	△ 60	△ 0.3		(81.1)		(80.5)
女	3 990	4 170	△ 180	△ 4.3		(18.9)		(19.5)
太平洋北区	25 490	27 750	△ 2 260	△ 8.1	12.6	(100.0)	13.1	(100.0)
男	20 920	22 640	△ 1 720	△ 7.6		(82.1)		(81.6)
女	4 570	5 110	△ 540	△ 10.6		(17.9)		(18.4)
太平洋中区	28 400	29 730	△ 1 330	△ 4.5	14.0	(100.0)	14.0	(100.0)
男	23 970	24 910	△ 940	△ 3.8		(84.4)		(83.8)
女	4 440	4 820	△ 380	△ 7.9		(15.6)		(16.2)
太平洋南区	17 520	18 060	△ 540	△ 3.0	8.6	(100.0)	8.5	(100.0)
男	15 900	16 410	△ 510	△ 3.1		(90.8)		(90.9)
女	1 620	1 650	△ 30	△ 1.8		(9.2)		(9.1)
北海道日本海北区	10 830	11 680	△ 850	△ 7.3	5.3	(100.0)	5.5	(100.0)
男	10 280	10 870	△ 590	△ 5.4		(94.9)		(93.1)
女	540	810	△ 270	△ 33.3		(5.0)		(6.9)
日本海北区	11 110	11 710	△ 600	△ 5.1	5.5	(100.0)	5.5	(100.0)
男	9 660	10 170	△ 510	△ 5.0		(86.9)		(86.8)
女	1 460	1 530	△ 70	△ 4.6		(13.1)		(13.1)
日本海西区	12 390	12 720	△ 330	△ 2.6	6.1	(100.0)	6.0	(100.0)
男	11 840	11 990	△ 150	△ 1.3		(95.6)		(94.3)
女	550	730	△ 180	△ 24.7		(4.4)		(5.7)
東シナ海区	48 040	49 720	△ 1 680	△ 3.4	23.7	(100.0)	23.5	(100.0)
男	39 270	40 920	△ 1 650	△ 4.0		(81.7)		(82.3)
女	8 770	8 810	△ 40	△ 0.5		(18.3)		(17.7)
瀬戸内海区	27 960	29 090	△ 1 130	△ 3.9	13.8	(100.0)	13.7	(100.0)
男	23 920	24 260	△ 340	△ 1.4		(85.6)		(83.4)
女	4 050	4 830	△ 780	△ 16.1		(14.5)		(16.6)

注：（ ）内の数値は、各大海区の漁業就業者数に対する男女別の割合である。

1 漁業就業者数（つづき）

(4) 海上作業従事日数別自営漁業のみ漁業就業者数

区 分	平成 22 年	21年	対前年差	対前年増減率	構 成 比	
					平成 22 年	21年
全 国	人 128 270	人 134 510	人 △ 6 240	% △ 4.6	% 100.0	% 100.0
30 ～ 89 日	25 880	24 120	1 760	7.3	20.2	17.9
90 ～ 149	35 200	37 370	△ 2 170	△ 5.8	27.4	27.8
150 ～ 199	24 970	25 460	△ 490	△ 1.9	19.5	18.9
200 ～ 249	25 530	27 780	△ 2 250	△ 8.1	19.9	20.7
250 日 以 上	16 700	19 780	△ 3 080	△ 15.6	13.0	14.7

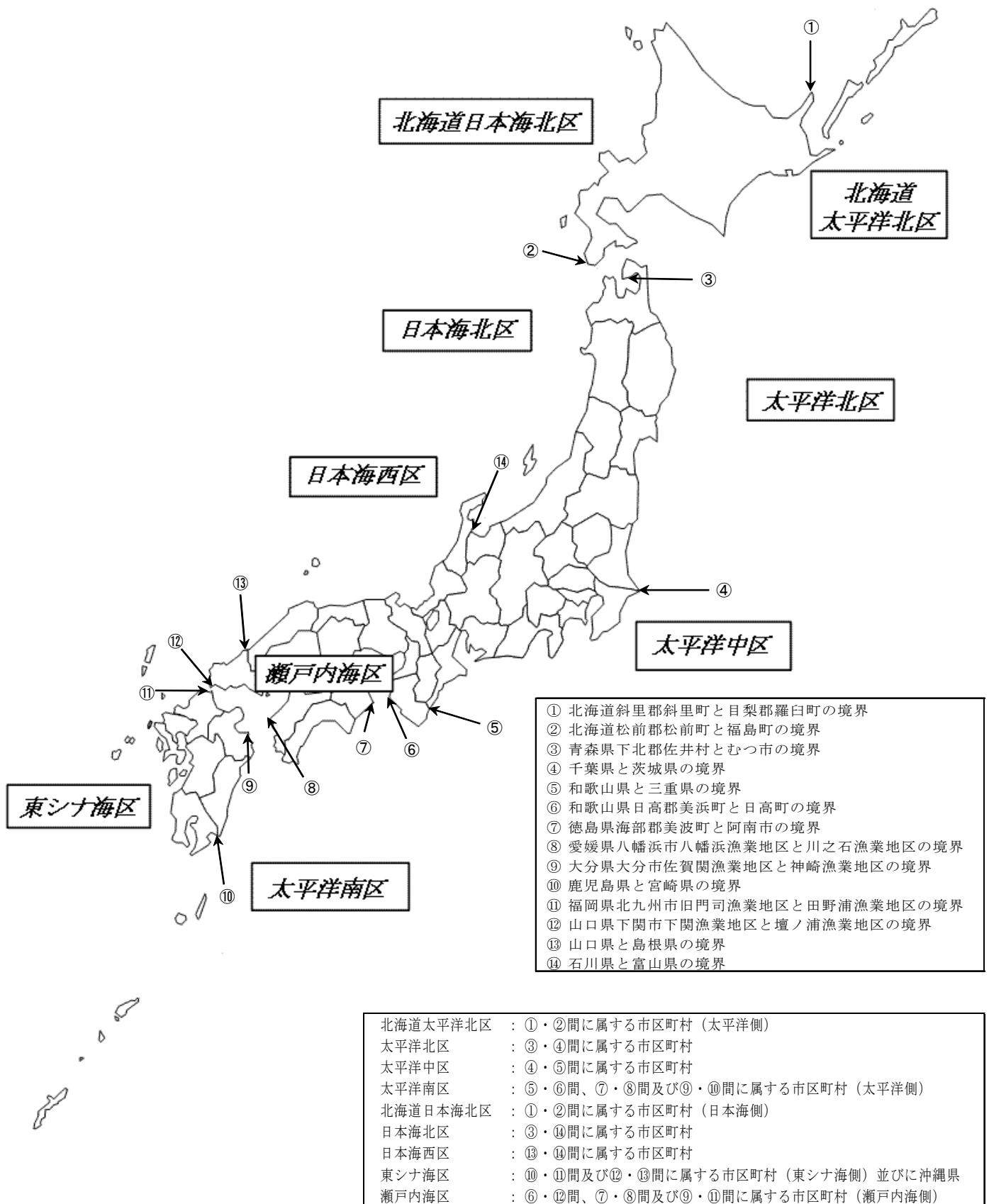
2 世帯員数

区 分	平成 22 年	21年	対前年差	対前年増減率	構 成 比	
					平成 22 年	21年
全 国	人 321 590	人 336 740	人 △ 15 150	% △ 4.5	% 100.0	% 100.0
男	166 470	173 850	△ 7 380	△ 4.2	51.8	51.6
女	155 130	162 880	△ 7 750	△ 4.8	48.2	48.4

3 漁業経営体数

区 分	平成 22 年	21年	対前年差	対前年増減率	構 成 比	
					平成 22 年	21年
全 国	経営体 103 740	経営体 107 990	経営体 △ 4 250	% △ 3.9	% 100.0	% 100.0
個 人 経 営 体	98 300	102 490	△ 4 190	△ 4.1	94.8	94.9
団 体 経 営 体	5 440	5 500	△ 60	△ 1.1	5.2	5.1

〈 大海区区分図 〉



【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、水産基本法に基づき、効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、世帯員の就業状況等の漁業の就業構造及びその動向について明らかにし、水産基本計画に基づく各種水産施策の企画・立案、推進の資料、水産白書、「漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業」の資料とすることを目的としている。

2 調査の対象

2008年漁業センサス海面漁業調査漁業経営体調査で設定した基本調査区（約7,200調査区）の中から抽出した標本調査区（全国計444調査区）内に所在する全ての個人経営体（約6,600経営体）と同センサスの団体経営体（約5,800経営体）の中から抽出した標本団体経営体（全国計640経営体）を対象とした。

3 調査期日

平成22年11月1日現在で実施した。

4 調査方法

個人経営体は、統計調査員が調査対象に調査票を配布・回収する自計調査の方法により実施した。

団体経営体は、統計・情報センターから郵送調査により調査票を配布・回収し、調査対象が直接記入する自計調査の方法により実施した。

5 回収数・回収率

郵送調査で実施した団体経営体の回収数は563経営体で、回収率は88.0%である。

6 集計方法

集計は大海区ごとに2008年漁業センサスの結果を用いて、次表に掲げる項目ごとに、次の推定式により行った。

個人 経営 体	漁業就業者数	自営漁業就業者 雇われ漁業就業者	男女 別
	世帯員数	世帯員数	
	経営体数	専業世帯（自営漁業のみ） 兼業世帯（自営漁業が主） 兼業世帯（自営漁業が従）	
団体 経営 体	漁業就業者数	雇われ漁業就業者（3階層別）	男女 別
	経営体数	3階層別	

〈 団体経営体の階層 〉

(従事者規模別階層)	階層1	従事者数	0～9（人）
	階層2	従事者数	10～49（人）
	階層3	従事者数	50（人）以上

推定式

【個人経営体】

$$\hat{X} = \frac{x}{y} Y$$

\hat{X} = 大海区内の調査項目ごとの推定値(計)
 x = 大海区内の標本調査区の調査項目の調査値の合計
 Y = 大海区内の調査項目ごとの漁業センサス結果(計)
 y = 大海区内の標本調査区の調査項目の漁業センサス結果の合計

(個人経営体倍率ファイルは Y / y を各項目について収録)

【団体経営体】

$$\hat{X} = \sum_{i=1}^3 \frac{x_i}{y_i} Y_i$$

\hat{X} = 大海区内の調査項目ごとの推定値(計)
 x_i = i 階層の大海区内の標本経営体の調査項目の調査値の合計
 Y_i = i 階層の大海区内の調査項目ごとの漁業センサス結果(計)
 y_i = i 階層の大海区内の標本経営体の調査項目の漁業センサス結果の合計

(団体経営体倍率ファイルは Y_i / y_i を各項目について収録)

7 実績精度

本調査の実績精度は、以下のとおりである。

区 分	標準誤差率(%)
漁業就業者数	1.0
個人経営体数	0.6
団体経営体数	4.7

注：標準誤差率(%) = 標準誤差 ÷ 推定値 × 100

8 利用上の注意

- (1) 統計数値については四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- (2) 表中に用いた記号は以下のとおりである。
「△」：負数又は減少したもの

9 用語の解説

漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
過去1年間	平成21年11月1日～平成22年10月31日
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上（法人を含む。）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外の経営形態をとる団体経営体をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
自営漁業のみ	漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
世帯員	個人経営体出身で生活の拠点がその家にある者で、①住居と生計を共にしている者（血縁又は姻戚関係にない者も含む。）、②漁船に乗り込んでいる者、出稼ぎ者、遊学者、療養者等で家を離れている者のうち、不在期間が1年未満の者（漁船含め船舶の乗組員については、航海日数の長期化により不在期間が1年以上にわたる場合であっても、特例として世帯員に含める。）、③家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した人又は1年以上経過する見込みの者をいう。 なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしていない者は含めない。

10 その他

この資料の詳細は、平成23年9月刊行予定の『平成22年漁業就業動向調査報告書』に掲載する。

【ホームページ掲載案内】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報でご覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei> 】

この結果の分野別分類は「水産業」に分類しています。

【関係リンク】

水産庁のホームページ

【 <http://www.jfa.maff.go.jp/> 】

— 問合せ先 —

◎本統計調査結果について

連絡先：農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課
センサス統計室 農林漁業担い手統計班

電 話：03-6744-2247

◎農林水産統計全般について

連絡先：農林水産省 大臣官房統計部
統計企画課 広報普及班

電 話：03-6744-2037